

随意契約理由書

1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 場内排水管緊急補修工事（R2-2）

2. 随意契約理由

本工事は、川俣水みらいセンター特高受電棟横の場内排水管において発生した破損の緊急補修工事を行うものです。

破損箇所の管渠区間については、全区間で硫化水素による腐食が進行しているため、管更生工を行う必要があります。なお、汚泥処理施設の返流水は場内排水管を流下して沈砂池流入渠に流入することから、破損の進行により返流水の流下が不可能になった場合は、全汚泥処理施設の運転停止となり同センターの処理機能が停止するため、早急に対応する必要があります。

中林建設株式会社は、大阪府下水道施設防食補修工事施工業者（SPR-SE工法及びアルファライナー工法）に登録している業者であり、かつ、現在、寝屋川流域下水道門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事を施工中であり、必要な資機材の手配及び労務の提供を迅速に行うことができ、早期の補修が可能です。

以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により中林建設株式会社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。